

発議第1号

妙高市議会基本条例議定について

上記議案を下記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び妙高市議会
会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年3月23日

妙高市議会議長

佐藤光雄様

提出者	妙高市議会議員	塚田克己
賛成者	同上	渡辺幹衛
	同上	堀川義徳
	同上	長尾賢司
	同上	関根正明
	同上	吉住安夫
	同上	佐藤栄一
	同上	樗沢論
	同上	八木清美

記

妙高市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 開かれた議会の活動原則（第3条・第4条）

第3章 議員の活動原則（第5条・第6条）

第4章 市民と議会との協働（第7条・第8条）

第5章 議会と市長等との関係（第9条—第12条）

第6章 議会運営の強化（第13条—第15条）

第7章 議員活動の強化（第16条—第19条）

第8章 議会事務局の充実（第20条・第21条）

第9章 最高規範性及び検証と見直し（第22条・第23条）

附則

前文

近年、国から地方への権限委譲が進む中、議会が果たす役割はますます重要となっており、地方自治体を構成する合議制機関である議会の議員、独任制である執行機関の首長は、いずれも住民からの選挙で選ばれた二元代表制により、それぞれ役割分担をしながら自治を担っている。

議会の議事機関と首長の執行機関としての役割に違いはあるが、妙高市議会も妙高市長も市民の意思を市政に的確に反映させるため、双方が対峙し、常に緊張感を持って最良の妙高市を導くという共通の使命がある。

妙高市議会は、行政の監視機能、政策提言機能、調査機能の役割と責務があり、市民から頼られ、市民の負託にこたえる責務を有している。

ここに、妙高市自治基本条例の理念を受け、将来あるべき妙高市議会の姿を明らかにし、その実現を目指す決意と実践、さらなる進化を約束するために、議会の最高規範である本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、妙高市議会（以下「議会」という。）及び妙高市議会議員（以下「議員」という。）の活動の実践的基本事項を定め、責務を明らかにすることにより、妙高市民（以下「市民」という。）の福祉向上及び市政発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映するため、公平かつ公正に議論をつくり、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 開かれた議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民を代表する唯一の議決機関であることを自覚し、適切な判断と責任ある活動を行い、透明性、公平性及び信頼性が高まるよう、開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視及び評価する機能を高めるとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 議決責任を深く認識し、妙高市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査（以下「審議等」という。）の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 議員間の自由な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。
- (5) 不断の議会改革に努めること。

(災害時の対応)

第4条 議会は、大規模災害が発生し、妙高市災害対策本部（妙高市災害対策本部条例（昭和39年新井市条例第24号）に基づき設置される災害対策本部をいう。）が設置されたときは、当該対策本部と情報を共有するとともに、議会としての的確かつ迅速な対応を図るものとする。

第3章 議員の活動原則

(議員定数の原則)

第5条 議員定数は、市民の意思を最大限市政に反映できることを基本とし、かつ、効率的な議

会運営の視点から決めるものとする。

2 前項の議員定数については、妙高市議会議員定数条例（平成14年新井市条例第31号）で定める。

（議員の責務と活動原則）

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1）議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に理解し、議員間の自由な討議を重んじること。
- （2）市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- （3）市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。
- （4）議会活動及び市政に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- （5）市民の福祉向上を目指し、市政全体を見据え、普遍的な利益のために活動すること。
- （6）高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。

第4章 市民と議会との協働

（議会報告会と意見交換会）

第7条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議等の内容についての報告及び市民との意見交換の場を設けるものとする。

2 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

3 議会報告会、意見交換会及び広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（参考人及び公聴会並びに請願及び陳情）

第8条 議会は、市民との意見交換の場を設けて、市民参画の機会を保障するものとする。

2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、参考人及び公聴会制度の活用を努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

第5章 議会と市長等との関係

（政策立案等）

第9条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

（市長等との関係）

第10条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、監視及び評価を行うものとする。

2 本会議及び委員会における質問、質疑及び答弁は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 議会から出席を要請された市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問、質疑等に関し、論点及び争点を明確にするために反問することができる。

（政策等の形成過程の説明）

第11条 議会は、市長が提案する政策等について、その審議等を深めるため、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとし、市長は最大限応ずるよう努力するものとする。

- （1）政策等を必要とする背景
- （2）提案に至るまでの経緯及び関係法令等

- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 妙高市総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(議決事件の追加)

第12条 議会は、議決機関としての責任を果たすため、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第2項の規定により、特に重要な計画等を議決事件として加えるものとする。

2 前項の議決事件は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例(平成21年妙高市条例第28号)で定める。

第6章 議会運営の強化

(議会運営の基本)

第13条 議会は、効率的な議会運営に努め、合議制の機関である議会の責務と役割を果たさなければならない。

2 議会は、議長又は副議長を選出するときは、所信表明する機会を設け、その経過を明らかにしなければならない。

3 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現を用い議会運営に努めなければならない。

4 委員会の委員の選任に当たっては、公平性及び公正性の確保に努めなければならない。

5 委員会は、当該設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営しなければならない。

(附属機関・調査機関の設置)

第14条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する附属機関を設置することができる。

(議員間自由討議)

第15条 議会は、議会の機能及び議員の能力向上のため、議員間の討議又は討論を積極的に行い、市政の課題、議案等に対する論点及び視点を明らかにする。

2 議員間の討議により、市政への審査の充実並びに政策や条例の形成、提言及び議員発議を積極的に行うものとする。

3 議員間自由討議に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 議員活動の強化

(全員協議会)

第16条 議会は、議員間の情報の共有化を図るため、全員協議会を設置する。

2 全員協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、政治倫理の確立を図らなければならない。

2 前項の議員の政治倫理については、妙高市議会議員政治倫理条例(平成20年妙高市条例第38号)で定める。

(政務活動費)

第18条 議員は、政務活動費が政策立案又は提案等を行うための調査研究その他の活動に資す

るために交付されるものであることを認識し、これを適正に執行し透明性を確保しなければならない。

2 前項の政務活動費については、妙高市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年新井市条例第32号）で定める。

（議員研修の充実）

第19条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図らなければならない。

2 議員研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市民等の知見も取り入れることができるものとする。

第8章 議会事務局の充実

（議会事務局の充実）

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の積極的な強化に努めるものとする。

（議会図書室の充実）

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置し、図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

2 議会図書室は、広く公開し、議員のみならず、市民及び市職員の利用に供するものとする。

3 議会図書室に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 最高規範性及び検証と見直し

（最高規範性）

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、議会又は議員に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

（検証と見直し）

第23条 議会は、常にこの条例の目的が達成されているかどうか、検証と見直しを行うものとする。

2 この条例の検証と見直しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。